

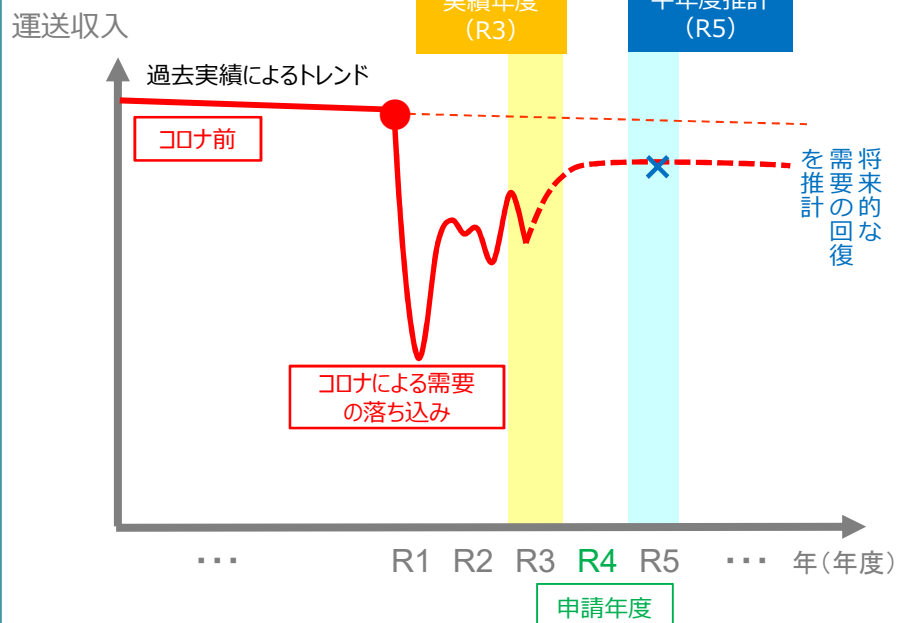
今後のバス運賃改定の取扱いについて

令和4年7月28日
国土交通省自動車局

- 新型コロナウイルス感染症の影響は既に2年以上の長期に及んでおり、テレワークの浸透等による消費者の行動様式にも変化が生じている。
- そのため、多くのバス・タクシー事業者が、運賃改定の希望を有しているところ、令和4年度中に申請する運賃改定においては、令和3年度の実績を用いることになるが、まん延防止等重点措置等が発出され人流に大きな影響が生じた令和3年度の需要(収入)、人件費(賞与、手当等)、設備投資(車両等)の数値をそのまま用いることは適切ではない。
- これを踏まえ、コロナの影響を踏まえたバス・タクシーの運賃改定について需要や原価の推計・補正方法を示した事務連絡を7月中に発出する予定。
- 事務連絡発出後、順次新方針による申請を受付ける(※)。
※バスについては、旧方針(コロナの影響をみない)による申請についても受付ける経過措置を設け、タクシーについては、旧方針による運賃改定を希望する地域は運輸局へ相談した上、旧方針による改定を行う予定。

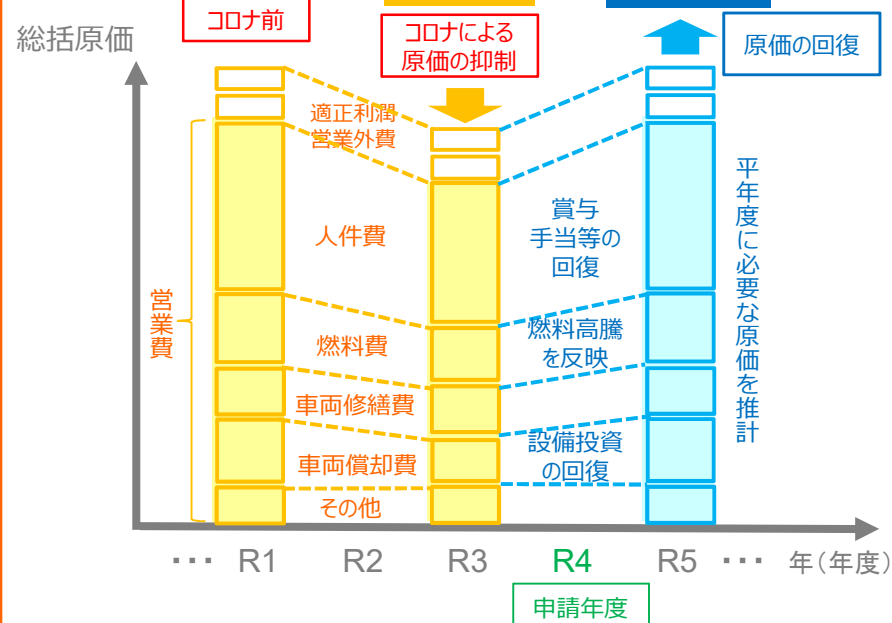
需要(収入)の推計

〔需要のイメージ〕



原価(支出)の推計

〔原価のイメージ〕



令和3年度実績を使用する運賃改定の考え方

- R3年度実績による運賃改定は、実績数値に新型コロナウイルス感染症の影響(外出・移動自粛)が含まれている。
- このため、運賃改定の基本的な手法は変更せず、新型コロナウイルス感染症の影響による需要(収入)の減少や原価(支出)の抑制の影響を考慮した審査を行う。
- なお、本考え方は、R4年度実績による改定申請が可能となる時期(R5年度夏頃)までの暫定的な措置とする予定。

運賃改定の要否判断

R3年度(実績年度)の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合

又は

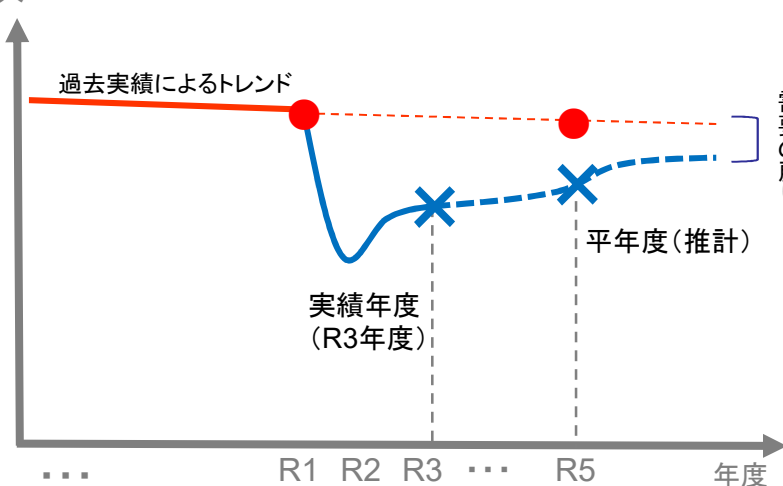
R4年度(翌年度)の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で、上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合

運賃改定可能

運賃改定の考え方

[輸送需要のイメージ]

運送収入



運送需要

コロナ禍で減少していた収入

+

今後の需要回復の見込み

||

平年度の収入推計

実績年度(R3年度)

翌年度(R4年度)推計

平年度(R5年度)推計

運送原価

コロナ禍で抑制していた支出

+

抑制している設備投資等の費用

||

平年度の支出推計

令和3年度を実績年度とする輸送需要の申請及び査定について

- R1年度以前(コロナ以前)の輸送需要(輸送人員、実車走行キロ)の実績推移を基礎に、申請各社ごとの合理的な将来の予測に基づく、消費者の行動様式の変化等を見込んだ平年度(R5年度)の輸送需要を推計して申請する。
- 査定においては、申請者から示された需要回復見込みについて、推計に使用した根拠(データ及び算定式)等により、推計が適切なものであるかを審査する。

申請方法

- 輸送人員、実車走行キロ等

実績年度及び過年度の輸送実績

+

平年度までの事業計画、経営合理化計画、
輸送力の増減計画等

+

合理的な将来の予測に基づく平年度の需要回復の見込み

- ・需要回復の全体見込み (いつどの程度まで戻るか)
- ・平年度時点における需要回復の見込み
- ・利用形態別 (通勤定期、通学定期、定期外) に推計
- ・根拠となるデータ及び算定式を添付

従前どおり

今回追加

査定方法

- 輸送人員、実車走行キロ等

申請内容

+

H29～R3年度の月別の輸送実績
(コロナ以前及びコロナ禍の輸送傾向)

+

申請直近 (R4年度) の月別の輸送傾向

+

地域における直近の輸送傾向 (コロナ影響調査等)

+

テレワーク普及率等の外部統計

申請書に添付

今後の需要回復を見込んだ平年度 (R5年度) の輸送需要 (収入) を推計して算出

令和3年度を実績年度とする運賃原価の申請及び査定について

- R3年度の実績原価を基礎に、今後の需要回復を見込んだ平年度(R5年度)の原価を推計して算定する。
- コロナ禍において、一時的に減少させている費用(人件費(賞与・手当)、減価償却費等)については、平年度に必要となる費用を計上して算定する。
- 併せて、燃料油脂費の査定において、燃油価格の高騰を適切に反映するため、査定単価の見直しを行う。

申請方法

運賃原価 = 営業費 + 営業外費 + 適正利潤 (R3年度実績)

今回追加

- 人件費 +
賞与・手当水準等の回復に必要な費用
- 減価償却費 +
抑制している車両代替の費用
- その他 +
抑制している経費に係る費用

実績年度を基礎としない追加費用の計上については、翌年度以降の計画内容を添付

査定方法

通常の査定 (R3年度実績)

- 人件費 +
賞与水準等の回復計画を踏まえて査定単価を補正
- 減価償却費 +
平均車齢の回復に必要な車両代替の費用で査定
- 燃料油脂費(※) +
燃油価格を適切に反映するため査定単価の見直し
- その他 +
回復経費の内容を審査し査定
(ただし、R1年度実績額を限度)

※最近の燃油価格の高騰を踏まえた対応

抑制している各費用の回復を見込んだ平年度 (R5年度) の運賃原価 (支出) を推計して算出

令和3年度を実績年度とする路線バスの運賃改定の取り扱いについて(その他)

令和元年度実績による申請（経過措置）

- 令和元年度実績により申請準備を進めている事業者が多くいることから、当面は令和3年度実績による申請との併存を認める。※期限は、令和4年度実績による改定が可能となる時期までを想定
- ただし、令和元年度実績による改定申請については、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を除いた申請、査定を行う。

上限運賃の変更認可に付す条件

- 令和3年度を実績年度とする場合、平年度(令和5年度)の需要及び原価を算定するための推計を行っていることから、推計の結果について、事後的な検証を行うことが必要。
- 消費者の行動様式の変化等による需要推計を行って運賃改定を実施している鉄道の例によれば、運輸審議会の審理によっては以下のような条件を上限運賃の変更認可に付す可能性がある。

鉄道の例

- ・ 上限運賃の認可に認可期限を設ける。
- ・ 運賃改定後の一定期間の総収入の実績が総支出の実績を超える場合、運賃改定を実施する。
- ・ 運賃改定後の一定期間の収支の実績について、毎年度、報告を行う。

今後のスケジュール

- 日本バス協会運賃委員会でご説明
- 7月中(P)に本取扱いを規定した事務連絡を発出
- 事務連絡発出後、新方針に基づく各社からの事前相談(仮査定)を随時受付(本省、運輸局)
- 本申請は各社の準備を踏まえ順次9月頃からを想定